

意見書(案)

医療・介護・保育・福祉などの現場で働く全ての労働者の賃金の更なる
引上げを求める意見書

国は、看護、介護、保育、福祉など、少子高齢化や共働き世帯の増加への対応に加え、新型コロナウイルス感染症への対応を余儀なくされている最前線において働く労働者の賃金を引き上げるため、令和4年2月から9月まで看護職員に対しては月額4,000円、介護職員、保育士等に対しては月額9,000円の処遇改善事業を全額国庫負担で実施した。これを受け、本県では、約900の医療機関や介護事業者、保育所等に対し計約19億円に上る支援を行った。

令和4年10月以降についても、看護職員に対しては月額12,000円、介護職員、保育士等に対しては月額9,000円の処遇改善を診療報酬、介護報酬や公定価格などの改定により実施している。

しかしながら、看護職員の処遇改善については制度上対象となる医療機関や職種が限定されたため、対象から外れた医療機関や同じ職場でも対象とならなかった労働者において不公平感が生じ、不満の声が上がっている。

また、介護職員や保育士等の処遇改善についても、引上げ額が低く、制度上対象となる職種が限定されるなど、抜本的な改善とは言えず、現場では失望感が漂っている。

処遇改善の最終的な目標は、職種ごとに仕事の内容に見合った適正な水準まで賃金が引き上げられ、必要な人材が確保されることである。

よって、国においては、医療、介護、保育、福祉などの現場で働く全ての労働者を対象として、その仕事の内容に見合った適切な処遇改善措置を全額国庫負担で行うよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 あて
財務大臣
厚生労働大臣
内閣官房長官

山形県議会議長 坂本 貴美雄

以上、発議する。

令和5年3月16日

提出者 山形県議会厚生環境常任委員長 遠藤 寛明